

山口大学教育学部附属光中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための基本的な方向

(基本理念)

いじめは、子どもの心や体を傷つける重大な人権の侵害行為である。すべての子どもたちが安心して生活し、お互いを尊重しながら共に学び合う学習環境をつくり出していくことが学校の責務である。

したがって本校では、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、学校、家庭、関係機関が密接な連携をとりながら、いじめ防止のための対策を行う。

(いじめの定義)

いじめとは、当該生徒が一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識をもち、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者他関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

お互いのよさを共感的に受けとめ、今後の自分のありように活かしたり、自分のよさを他者に惜しみなく提供したりしながら、今の自分のありようのよさや不十分さに気づき、新たな自分の可能性を描き、実現していくことのできる子どもの育成をめざしていく。

そのために、すべての教育活動を通じて道徳教育を中心に豊かな心を育む教育の充実を図り、全生徒に対して「いじめは絶対に許されない」という意識を喚起していく。

(2) いじめの早期発見

- ① 毎週1回、全生徒に対する生活アンケート調査を実施し、いじめの早期発見や悩みを気軽に相談できる体制を整える。
- ② 平素から同学年はもとより、他学年の教員等との情報交換を密にし、生徒の様子や態度等の観察や変化の把握に努める。
- ③ 毎月1回、全教職員で情報交換会を実施し、生徒の様子や態度等に関する情報を共有する。共有した情報については守秘義務を厳守した上で学内共有フォルダに記録・蓄積することで、情報の周知と経過観察に資することとする。
- ④ スクールカウンセラーや院生教育相談員等と連携して、生徒の様子や態度等に関する情報を共有する。
- ⑤ 保健室前に「相談ポスト」を常設し、生徒が気軽に相談できるようにする。

(3) いじめへの早期対応

- ①いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員で情報を共有し、対応策を協議する。
- ②いじめに関する情報が確認された場合、対応チームで速やかに事後確認を行う。
- ③いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた生徒に対する支援を行うとともに、いじめを行った生徒に対する毅然とした指導を行う。
- ④いじめの事実に関する情報を関係保護者と共有し、いじめの防止に向けた学校の対応策について意見を求めるなどして、連携した取り組みを行う。
- ⑤必要に応じて、スクールカウンセラーや院生教育相談員、教育学部の心理学専門家等と連携しながら対応していく。
- ⑥重大事案と判断した場合は、設置者である教育学部や警察等の関係諸機関と連携して対応していく。

3 いじめ防止等のための対策に関する重要事項

(1) 校内組織

①生徒指導部会

基本的に毎週開催し、生徒指導主任を中心として、生徒指導部員が生徒に関する情報を持ち寄り、現状把握や指導に関する情報交換及び共通指導事項等の立案を行う。

②情報交換会

月1回程度、職員会議等の機会を利用して開催し、全教職員で生徒の様子や人間関係、問題行動等について情報を共有する。

③いじめ防止対策会議

必要に応じて開催し、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「山口大学教育学部附属光中学校いじめ防止対策会議設置要綱」に記した成員により協議する。

(2) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、校長が設置者である教育学部長に速やかに報告する。
- ②教育学部と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 関係諸機関

教育学部教育実践総合センター、PTA、教育後援会、光警察署、山口県教育委員会、県ふれあい教育センター、光市、光市教育委員会、周南地域及び柳井地域各教育委員会ならびに関係諸機関